



薬生発1206第4号
令和元年12月6日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

大麻取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について

「大麻取締法施行規則の一部を改正する省令」(令和元年厚生労働省・農林水産省令第6号)について、令和元年12月5日別添のとおり公布され、12月14日から施行されることとされたところです。

改正の趣旨及び主な内容等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号。以下「改正法」という。)において、各制度における資格・職種・業務等から成年被後見人等を一律に排除する規定(欠格条項)が、心身の障害等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)に見直されたことに伴い、大麻取締法施行規則(昭和23年厚生省・農林省令第1号。以下「規則」という。)について所要の改正を行うもの。

第2 改正の内容

- 1 改正法により、大麻取締法(昭和23年法律第124号。以下「法」という。)第5条第2項第3号に掲げる欠格条項を削除した上で、個別審査規程(法第

5条第2項第4号)を新設した。同号に規定する「心身の故障により大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」は「精神の機能の障害により大麻取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とすること。(規則第2条の2)

- 2 大麻取扱者免許の申請書の添付資料として「免許を受けようとする者(免許を受けようとする者が法人であるときは、その業務を行う役員とする。)に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書」を求めるとすること。また、大麻研究者の免許の申請にあつては履歴書を添付しなければならないものとする。こと。(規則第2条第2項)
- 3 その他所要の改正を行うこと。

第3 施行期日

規則は、法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和元年12月14日)から施行するものとする。

第4 免許事務の取扱いについて

- 1 大麻取扱者免許の申請者が令和元年12月14日より前に申請を行う場合、規則第2条第2項に規定する医師の診断書及び履歴書の添付は、法令上求められていないこと。
- 2 大麻取扱者免許申請者が令和元年12月14日以降に申請を行う場合、規則第2条第2項に規定する医師の診断書及び大麻研究者の免許の申請にあつては履歴書を申請書に添付する必要があること。
- 3 都道府県知事が令和元年12月14日以降に免許を行う場合(免許の有効期間の始期を同日以降とする場合)、申請がなされた時期にかかわらず、申請者が法第5条第2項第4号に該当しないことを確認する必要があること。

以上

○厚生労働省 令第六号
農林水産省 令第六号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項及び第二十三条の規定に基づき、大麻取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 江藤 拓

大麻取締法施行規則の一部を改正する省令

大麻取締法施行規則（昭和二十三年 厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第二条 法第五条の規定による大麻取扱者免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 大麻研究者にあつては研究目的</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 免許を受けようとする者（免許を受けようとする者が法人であるときは、その業務を行う役員とする。）に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書</p> <p>二 大麻研究者にあつては履歴書</p> <p>第二条の二 法第五条第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により大麻取扱者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>第二条 法第五条の規定による大麻取扱者免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 大麻研究者にあつては研究目的及び履歴書</p> <p>（新設）</p>

附 則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。